教育民生常任委員会議録

- 1. 開催日 令和4年6月13日(月) 9時00分~9時12分
- 2. 開催場所 玉城町役場 3階 第1委員会室
- 3. 出席委員 (6名)

委員長 福田 泰生 副委員長 中西 友子 委 員 渡邉 昌行 委 員 前川さおり 委 員 北 守 委 員 坪井 信義

- 4. 欠席委員 なし
- 5. 出席参与 <一般会計>

町 長 辻村 修一 副 町 長 田間 宏紀 教 育 長 中西 章 保健福祉課長 奥野 良子 地域共生室長 中西扶美代 爛圖機烘塩離 西野 珠代

6. 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 中西 豊 同 書 記 宮本 尚美

- 7. 会議録署名委員 北 守 委員 坪井 信義 委員
- 8. 委員会付託議案審査について

第1 議案第47号 議案第47号 玉城町健康づくり推進条例の制定について

(午前9時00分 開会)

委員長 挨拶

〇委員長(福田 泰生) ただ今の出席委員数は、6名で定足数に達しておりますので、 教育民生常任委員会を開会いたします。

本委員会に町長、副町長、教育長、その他関係職員の出席をいただいております。開会にあたり、町長、挨拶をお願いします。

辻村町長

- **〇町長(辻村 修一)** 教育民生常任委員会に付託されております議案第47号 玉城町健康づくり推進条例の制定についてのご審査を賜ります。どうぞよろしくお願いいたします。
- **〇委員長(福田 泰生**) 本日は、本委員会に審査付託されました議案1件の審査を行います。

まず、はじめに会議録署名委員の指名をします。

本日の会議録署名委員は、北 守委員、坪井 信義委員の2名にお願いします。 それでは、議事にはいります。

日程第1 議案第47号 玉城町健康づくり推進条例の制定について

○ **委員長(福田 泰生)** 議案第47号 玉城町健康づくり推進条例の制定についてを議題にします。

議案の提案理由並びに補足説明は既に本会議の中で行われております。 追加説明があればお願いします。

- 〇保健福祉課長(奥野 良子) 特にございません。
- **〇委員長(福田 泰生)** 説明はありませんので、質疑を行います。 発言許します。渡邉委員
- ○委員(渡邉 昌行) 条例の9条に健康づくりに関する町の課題を明確にするためにということで、健康づくり推進協議会のことが10条にあるのかな、で、条例を制定されることは、わたくしは賛成なのですが、今ですね、現状で、「健康しあわせ委員」というのがあると思うのですが、ホームページも載っていると思うのですが、この委員会と今回お委員会のすみわけというのか、その辺は考えていますか。
- 〇委員長(福田 泰生) 奥野課長
- **〇保健福祉課長(奥野 良子)** 健康しあわせ委員さんについては地域で活動していただく、この条例でいきますと、地域団体に該当してくるような認識でおります。推進を地域で行っていただくとともに、ご自身も健康づくりに取り組んでいただくという認識でお願いしたいと思います。
- 〇委員長(福田 泰生) 渡邉委員
- **〇委員(渡邉 昌行)** 健康しあわせ委員さんは今までどおりの活動を続けられるという ことで理解してよろしいでしょうか。
- 〇委員長(福田 泰生) 奥野課長
- **〇保健福祉課長(奥野 良子)** 健康しあわせ委員さんにつきましてはおっしゃられますとおり今までどおり。健康づくり推進協議会ということではなく、健康しあわせ委員会の目標も総会で定めて同意いただいておりますので、もちろん、健康づくりの推進には、十分ご活躍をいただけるということでございますけど、委員会は委員会としての活動ということもございますので、よろしくお願いいたします。
- **〇委員長(福田 泰生**) 他に質疑はありませんか。 北委員
- ○委員(北 守) 今回の玉城町健康づくり推進条例ということで、今までやってきたような事業が条例化されたということですけど、このタイミングにおいて、この条例を制定しようとする意図がなんだったのかなと。例えばですね、健康増進法という法律が大元(おおもと)にあるわけということでお聞きしているんですが、これは2002年当時の話でして、国のほうも計画策定ということで2013年ですか、健康日本2021というのを

作っておるのですが、玉城町としては、すでにずっと計画書を作って、健康増進計画とか第3次食育推進計画とか作っておられて、このタイミングで条例を制定される理由をお聞かせ願いたいと思います。

〇委員長(福田 泰生) 奥野課長

○保健福祉課長(奥野 良子) 北委員おっしゃられますように、玉城町も今まで、さまざまな健康作りに取り組んでおりまして、健康増進法に基づく健康増進計画というのは、国、県においては、法令で策定をしなければならないとなっておりますが、町におきましては、努力義務ということで、従来玉城町におきましては、健康増進計画というのは策定せず、総合計画の中に健康づくりの推進という項目をおいて、今まで施策を進めてまいりました。今回、「健康玉城 21」という健康増進計画と食育推進計画のほうを新たに作成をするということに至りまして、改めて玉城町の健康づくりの推進を図るという趣旨で今回条例の制定をお願いしたいと思っております。

○委員長(福田 泰生) よろしいですか。 北委員

○委員(北 守) 了解しました。条例の制定ということで何もございませんけども、ただ、近隣の自治体が「健康づくり21」というのを出しておられる自治体というのはどれくらいあるのかお聞きしたいと思います。

〇委員長(福田 泰生) 奥野課長

〇保健福祉課長(奥野 良子) 近隣の状況を申し上げますと、近隣の市町では、ほぼ、健康増進計画は別個の計画として策定済となっております。ただ、健康づくり推進条例 につきましては、近隣ですと伊勢市さんなどで制定をされているというふうなことでございます。

○委員長(福田 泰生) ほかに質疑はありませんか。 坪井委員

○委員(坪井 信義) 今まで瑠々やって来られた健康づくり推進等については、十分に 理解しているところです。今、先の議員さんもありましたけども、この時期にそういう ものを作られるということでですね、少し取り組みについて、制定したことによって具 体的にどういう風なことをしていくのだという一つの例がありましたらお教えいただけ ませんでしょうか。

〇委員長(福田 泰生) 奥野課長

○保健福祉課長(奥野 良子) ひとつの例と申しますと新たな試みというのは実際、検討中ではございますが、コロナ禍におきまして、地域で健康づくりに取り組んでおられた方々がみなさんやはり閉じこもってしまって、体操をしたり、いろんなことを自粛されてきておるというところをやっと最近になって、復活をしていただいておるというところです。地域でのそういった健康づくりの取り組みを更に推進をしていくということで新たな元気づくり会を増やしていくとか、また健康づくりを推進していただいている

健康しあわせ委員さんの地域活動を増やしていきたいと考えております。また今回新たに、町内の企業さんなどの健康づくりについての取り組みなども条例の中でふれさせていただいておりますので、町内の企業さんとも、玉城町でお勤めいただいている方々の健康に関しても、町として何かお役立てできることはないか、ともに推進していくとか、そういったことを進めてまいりたいと思います。

〇委員長(福田 泰生) 坪井委員

○委員(坪井 信義) 健康作りはなかなか年齢層の幅が広いと思うんですよね。ここに 掲げております高血圧、糖尿病など 60 歳、70 歳を過ぎた高齢者がなるのやなしに、元 気世代の早ければ30歳、40歳の初期症状からいわゆる生活習慣病で数年治療しなけれ ばならないという状況がいっぱいあるんですよね。企業に努めていれば、企業の中でそ ういうものがあるんですけど、自営業とか農家の方はそういった機会がないですから、 町のほうでサポートしていく必要があろうかと思うんですけど、もともとこの施策は、 僕の考えですけど、国に医療費の抑制というのが、おおもとにあるんだと思います。こ れは今に始まったことではなしに、十数年前から医療費が伸びてきている。そして、僕 や町長もそうですけど、団塊の世代、いよいよ 75 歳に到達するとなると、いわゆる生活 習慣病をもっているわけですよね、それをどうしようかということはなかなか個人では できない、だから行政と今、地域の繋がりを盛んに言われていますけど、そうすべきと 思いますけど、そこでなんとかできるということを構築していただかないと。ですから 条例を作ったからそれでいいというのではなく、より積極的に地域に出て行って、先ほ ど奥野課長言われましたけど、私も日頃、高齢者の集いに行っても、このコロナで出て 来なくなった方が随分あります。それで関係者に聞くと家に閉じこもりになった状態で、 鬱になったり、他の病気になったり、認知が多少進んだとか、そういう方って結構ある んですよね、当然行政のほうでも把握してみえると思うんですけど、そういう人達を引 っ張り出すといったら言葉悪いんですけど、何かに参加をしていただいて、そういうも のを防いでいくというのが大事かと思いますので、健康作りと言うと、年とったら健康 な者なんておらんという人もいますので、日頃、日常生活が自分自身で送れるように、 積極的に条例ができたからには推進していってほしいなと思いますので、よろしくお願 いします。

○委員長(福田 泰生) 他に、質疑はありませんか。

以上で本案に対する質疑を終わります。

続いて討論を行います。 討論はありませんか。

(「な し」の声あり)

討論なしと認めます。

これから、議案第47号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

挙手全員です。

したがって、議案第47号 玉城町健康づくり推進条例の制定については、原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了しました。

これをもって、本委員会を閉会したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしと認めます。

これで教育民生常任委員会を閉会します。

なお、審議内容の詳細は、会議録をご高覧頂くこととし、本会議での委員長報告は、 主な審議と結果のみの報告といたしますので、ご了承ください。

ご苦労さまでした。

(午前9時12分 閉会)